

盛岡市乳児等通園支援事業利用認定申請書兼負担金減免申請書
(※「盛岡市乳児等通園支援事業」とは、盛岡市こども誰でも通園制度のことを指します。)

盛岡市長 様

盛岡市乳児等通園支援事業の利用認定について、次の事項に同意のうえ申請します。

- 1. 盛岡市乳児等通園支援事業の利用にあたり、申請者の世帯の税務情報及び世帯情報、通園先が有する学齢簿及び台帳等を、本市が閲覧及び調査すること。
- 2. 申請内容や同意により得た情報について、利用認定の審査、負担金（利用料）の決定及びその他の附帯業務のために本市が利用すること。
- 3. 申請内容や同意により得た情報について、当事業の円滑な実施のために必要な範囲で本市と利用する施設との間で共有すること。
- 4. 減免を受けた負担金（利用料）について、本市が施設に支払うこと（施設が代理受領すること）。
- 5. 「盛岡市乳児等通園支援事業実施要綱」に規定する内容を遵守すること。

1 申請者について

申請者 (保護者)	フリガナ	乳幼児 との 続柄	電話番号	
	氏名		メールアドレス※2	
			〒 現住所	
代理利用者※3 (※任意)	フリガナ	乳幼児 との 続柄	電話番号	
	氏名		メールアドレス※2	
			〒 現住所	
令和7年1月1日 現在の住所	父	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる（以下に住所を記入）※1 〒	母	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる（以下に住所を記入）※1 〒

※1 令和7年1月1日現在の住所が盛岡市外だった方は、市で市民税所得割額の確認ができませんので、令和7年度分について、市（区町村）民税・県民税特別徴収税額通知書の写し、市（区町村）民税・県民税納税通知書の写し又は市（区町村）民税・県民税課税証明書の写しのいずれかひとつを提出してください。

※2 メールアドレスは、こども誰でも通園制度総合支援システムのログイン（ワンタイムパスワードの確認等）に使用しますので、アクセスしやすいメールアドレスの登録を推奨します。また、メールアドレスの記入誤りには十分に注意願います。

※3 申請者以外の保護者等がこども誰でも通園制度総合支援システムで予約等を行うことがある場合は、代理利用者として登録することが可能です。

2 利用乳幼児について

①	利用乳幼児	フリガナ	生年月日	令和 年 月 日
		氏名		
②	利用乳幼児	フリガナ	生年月日	令和 年 月 日
		氏名		
③	利用乳幼児	フリガナ	生年月日	令和 年 月 日
		氏名		

次の(1)から(3)のすべてに該当することもが対象となります。

(1) 盛岡市内に住所を有していること。

(2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育施設に在籍していないこと。

(3) 0歳6か月から2歳児（満3歳未満）であること。

※ 3歳の誕生日の前々日まで利用可能となります。

※ 4人以上申請する場合は、複数枚作成してください。

3 負担金（利用料）の減免について

負担金（利用料）の減免申請を希望する場合は、☐欄にチェック（✓）を記入し、併せて該当する項目に詳細を記入してください。

☐	「盛岡市乳児等通園支援事業実施要綱」の減免対象世帯に該当するかの確認を盛岡市に依頼し、該当する場合は負担金の減免申請を行います。	
①	生活保護世帯	(年 月 日開始／担当者名)
②	要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市が特に支援が必要と認めた世帯	(児童名：)
③	市町村民税非課税世帯	
④	市町村民税所得割課税額合計額が77,100円以下の世帯	
※	③・④について、離婚前提別居により配偶者と所得の合算を希望しない場合	(年 月 日（頃）から) ※申立書（任意様式）の提出が必要です。

4 家族構成について

次の方について記載してください。

- ① 保護者（単身赴任等で別住所となっている方も含みます。）
- ② 申込乳幼児と同居している方全員（祖父母等で生計が別となっている場合は、「生計」欄に×印を記入してください。）
- ③ 保護者と生計が同一の子（別世帯も含む）。

フリガナ		乳幼児 との 続柄	生年月日	勤務先・通学先・通園先 又は単身赴任先	生計
氏名					
(申請保護者含む)			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
(生計が同一の子どもを除く) (利用乳幼児を)			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		
			大正 昭和 年 月 日 平成 令和		